確　　認　　書

（プレジャーボート使用者用）

令和８年９月 29 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認します。

記

１ 令和８年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項３（１）に定める、いずれの承認基準も満たしています。
２ 本委員会指示および関係法令等を順守します。
３ 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
４ 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
５ ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
６ 漁労中の漁船から１キロメートルの範囲内および敷設された漁具から 300 メートルの範囲内では引縄釣による採捕行為は行いません。
７ 竿の操作は自ら単独で行います。
８ 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
９ 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記に反した場合は、承認および標旗を返納します。
また、次回以降の承認が行われないことを承知します。

（宛先）
琵琶湖海区漁業調整委員会

年　　月　　日

整理番号
住所
氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※記名と押印をもって署名に代えることができます